

附則様式（附則第 2 項関係）

みなし運転期間延長認可報告書

令和 7 年 8 月 8 日

経済産業大臣 殿

住所 東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号  
氏名 日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

|                                        |             |                                                |
|----------------------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 旧認可を受けて運転することができる期間を延長した発電用原子炉を設置する営業所 | 名称          | 日本原子力発電株式会社                                    |
|                                        | 当該発電用原子炉の名称 | 東海第二発電所                                        |
|                                        | 所在地         | 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1                              |
| 旧認可により延長した期間                           |             | 7,305日間（20年0日）<br>（2018年11月28日から2038年11月27日まで） |
| 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先                  |             | 電話番号 03-6371-7600（代表）<br>電子メールアドレス <div></div> |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



## 目 次

- 1． 発電用原子炉の使用の目的に関する事項
- 2． 設置許可の取消し等の処分に関する事項
- 3． 発電事業に関する法令遵守の態勢整備その他事業遂行体制の見直し及び継続的改善に関する事項

## 1. 発電用原子炉の使用の目的に関する事項

### 【電気事業法】

#### 第二十七条の二十九の二第四項第一号

申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

日本原子力発電株式会社（以下「当社」という。）は、原子力発電の開拓企業化のために、原子力発電所の建設、運転操作及びこれに伴う電気の供給並びにそれらに付帯関連する事業を営むことを目的としている。

東海第二発電所の原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型である。取替燃料集合体平均濃縮度約 3.7wt%（9×9 燃料）の低濃縮ウラン燃料を使用し、その燃料装荷量は 9×9 燃料（A 型）で約 132t、9×9 燃料（B 型）で約 131t であり、標準的な取替え方式では、年間予定使用量は約 21t と見込んでおり、取替燃料集合体平均燃焼度は約 45,000MWd/t である。使用される核燃料物質は全て国際規制物資として規制の対象となっており、平和の目的以外に転用されることのないよう、「東海第二発電所核物質防護規定」に基づき、特定核燃料物質の盗取等による不法な移転及び妨害破壊行為の防止を図っている。

使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「再処理法」という。）に基づく再処理等拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。

海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとなる。また、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。

関連する社内規程等

・日本原子力発電株式会社 定款

以上より，東海第二発電所は平和の目的以外に使用するものではなく，電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第一号に適合している。

## 2. 設置許可の取消し等の処分に関する事項

### 【電気事業法】

#### 第二十七条の二十九の二第四項第二号

その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

東海第二発電所について、電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第二号の要件を満たしていることを以下のとおり説明する。

#### （1）原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可取消しについて

東海第二発電所は、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項）の取消しを受けた事実はない。

#### （2）原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項の運転停止命令について

東海第二発電所は、原子炉等規制法第四十三条の三の二十第二項に基づく運転の停止命令を受けた事実はない。

#### （3）原子炉等規制法第四十三条の三の三十二に基づく不認可処分について

東海第二発電所は、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受けて行うものに限る。）に対し不認可処分を受けた事実はない。

以上より、東海第二発電所は電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第二号に適合している。

### 3. 発電事業に関する法令遵守の態勢整備その他事業遂行体制の見直し及び継続的改善に関する事項

#### 【電気事業法】

##### 第二十七条の二十九の二第四項第四号

その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

#### 【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等】

##### (44) ②

同項第4号の規定については、より具体的には、次の場合とする。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組（以下このイにおいて単に「取組」という。）に関し、不断の改善を図るため、次に掲げる事項を行うと見込まれることが社内規定等により確認できる場合

（i）取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと。

（ii）次に掲げる改善に取り組むこと。

- a. 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- b. 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）、世界原子力発電事業者協会（WANO）等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- c. 原子力エネルギー協議会（ATENA）にて決定した安全対策を実施すること。
- d. 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

(iii) 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと。

(iv) (i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこと。

ロ 申請発電用原子炉が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力すると見込まれることが社内規定等により確認できる場合

東海第二発電所について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（以下「審査基準」という。）に基づき、電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第四号の要件を満たしていることを以下のとおり説明する。

#### (1) 経営者による意思決定

##### ①審査基準該当箇所

(i) 取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて、社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこと。

##### ②取組状況

発電所の安全を達成・維持及びパフォーマンスを向上させることを目的として、東海第二発電所に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的な改善に取り組むこととしている。

具体的には、社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行っている。マネジメントレビューに用いる情報には、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非

常時の措置（原子力防災訓練を含む。）におけるプロセスの運用状況，関係法令の遵守状況，部門又は要員からの改善のための提案等を含めている。

また，マネジメントレビューの結果を受けて，改善計画を作成し，必要な改善に取り組むこととしている。

上述のとおり，発電所の取組を実施する職員及び部門からの提案も踏まえて，社長をはじめとする経営層の意思決定により必要な改善に取り組むこととしており，これらの取組について，社内規程等に定めている。

### ③関連する社内規程等

- ・品質保証規程
- ・マネジメントレビュー要項
- ・品質マネジメントシステム・レビュー結果及びマネジメントレビューに用いる情報のとりまとめにあたって安全室長が定める評価の視点
- ・核物質防護管理業務要項

## (2) 第三者からの意見聴取

### ① 審査基準該当箇所

(ii) 次に掲げる改善に取り組むこと。

- a. 外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- b. 一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）、世界原子力発電事業者協会（WANO）等の関係機関による評価を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。
- c. 原子力エネルギー協議会（ATENA）にて決定した安全対策を実施すること。
- d. 原子力部門から独立した社内組織による監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこと。

### ② 取組状況

#### a. 外部有識者等

外部の有識者等で構成される組織として、「原子力安全に関する社外評価委員会」を有しており、原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取組状況並びに安全の確保及び推進に関する事項の取組状況について、社外有識者による審議を行い、指導及び助言を受け、継続的な改善に活かしている。具体的には、原子力安全に関する社外評価委員会委員による実務観察及び意見交換を定期的に行い、指導及び助言を受けて必要な改善に取り組むとともに、委員会を定期的に行い、実務観察及び意見交換での指導及び助言の対応状況について審議することとしている。

上述のとおり、外部の有識者等で構成される組織を設立し、当該組織から定期的に評価及び提案を受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むこととしており、これらの取組について、社内規程等に定めている。

#### b. JANSI, WANO等

JANSI, WANO等の評価結果については、状態報告を発行して改善を図ることを社内規程等に定めている。

c. ATENA

原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、事業者による、規制の枠に留まらない自律的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させていくことを目的にATENAが設立され、当社は正会員として入会しており、ATENAにて決定した安全対策等について実施するとともに、実施状況は評価・公開されることがATENAの規約に定められている。

d. 独立した社内組織による監査

実施部門から独立した社内組織である考査・品質監査室による社内監査を定期的に受け、その結果を受けて必要な改善に取り組むことを社内規程等に定めている。監査結果については、社長にも報告される。

③関連する社内規程等

a. 外部有識者等

- ・安全規程
- ・原子力安全に関する社外評価委員会運営手引き
- ・核セキュリティ関係者による相互レビューの実施概要
- ・核物質防護業務 是正処置プログラム管理要項

b. JANSI, WANO等

- ・是正処置プログラム管理要項

c. ATENA

- ・原子力エネルギー協議会 規約

d. 独立した社内組織による監査

- ・内部監査要項
- ・品質保証規程

### (3) 定量的なリスク評価及び最新知見の活用

#### ①審査基準該当箇所

(iii) 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組むこと。

#### ②取組状況

定量的なリスク評価については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき実施する定期安全レビューにおける確率論的安全評価において、基準要求に係る取組を実施している。確率論的安全評価の結果等から抽出された原子炉施設の保安のために有効な追加措置については、定期安全レビューの取組として、実施計画を策定し必要な改善を実施している。なお、定期安全レビューにおける確率論的安全評価では、内部事象を対象としているが、外部事象等の確率論的リスク評価については、今後、安全性向上評価の枠組みで実施し、定期的に必要な改善に取り組んでいく。

最新知見については、定められた頻度で国内外原子力施設の故障・トラブル情報、国内外他施設の状態報告情報及び技術情報等に係る最新知見を収集し、プラントへの反映について検討している。

上述のとおり、確率論的リスク評価等の定量的なリスク評価の結果や収集した最新の知見を踏まえ、定期的に必要な改善に取り組んでおり、これらの取組について、社内規程等に定めている。

#### ③関連する社内規程等

- ・原子炉施設の定期的な評価実施要領
- ・原子力安全リスクレビュー部会運営要領
- ・保全の有効性評価実施要領
- ・未然防止処置対応要領
- ・核物質防護業務 是正処置プログラム管理要項

#### (4) 仕組みの有効性評価

##### ①審査基準該当箇所

(iv) (i)～(iii)に掲げる改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組むこと。

##### ②取組状況

社長は、東海第二発電所の品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューを行うこととしている。具体的には、社長は(i)～(iii)の取組を、定期的に実施しているマネジメントレビューに用いる情報としており、その実効性を確認するとともに、品質マネジメントシステムの改善を含む改善事項を決定することとしている。

上述のとおり、改善に取り組む仕組みに関し、定期的にその有効性を評価し、必要な仕組みの改善に取り組んでおり、これらの取組について、社内規程等に定めている。

##### ③関連する社内規程等

- ・ 品質保証規程
- ・ マネジメントレビュー要項
- ・ 品質マネジメントシステム・レビュー結果及びマネジメントレビューに用いる情報のとりまとめにあたって安全室長が定める評価の視点
- ・ 核物質防護管理業務要項

(5) 立地地域の原子力に対する信頼性確保及び地域課題解決に向けた取組に係る協力

①審査基準該当箇所

ロ 申請発電用原子炉が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に向けた取組に協力すると見込まれることが社内規定等により確認できる場合

②取組状況

発電所が立地する地域の原子力発電事業に対する信頼を確保し、理解を得るために必要な取組を推進しながら、その地域の課題の解決に協力することとしている。

③関連する社内規程等

- ・企業理念
- ・行動憲章
- ・中期経営方針
- ・2025 年度経営の基本計画

以上より、東海第二発電所は電気事業法第二十七条の二十九の二第四項第四号に適合している。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るため  
の電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年 6 月 7  
日公布）附則第 2 条（電気事業法の一部改正に伴う経過措  
置）第 2 項に基づく提出書類に関連する社内規定等

1. 発電用原子炉の使用の目的に関連する社内規程等

・日本原子力発電株式会社定款

(目的)

**第2条** 本会社は、原子力発電の開拓企業化のために次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 原子力発電所の建設、運転操作およびこれに伴う電気の供給
- (2) 前号に付帯関連する事業

2. 本会社は、委託を受けて、原子力発電所に関する調査、設計、工事監督、建設、運転およびその他の技術援助等に関する事業を行うことができる。

3. 発電事業に関する法令遵守の態勢整備その他事業遂行体制の見直し及び継続的改善に関連する社内規程等
3. (1) 「経営者による意思決定」に関連する社内規程等
- ・品質保証規程（QM共通：4－2）

**（目的）**

**第1条** 品質保証規程（以下「本規程」という。）は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づき、東海発電所、東海第二発電所、敦賀発電所1，2号機、敦賀発電所3，4号機建設及び東海低レベル放射性廃棄物埋設事業（以下「発電所等」という。）に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することによって、発電所等の安全及び核セキュリティを達成・維持及びパフォーマンスを向上させることを目的とする。

**（適用範囲）**

**第2条** 本規程は、「別図第1 品質マネジメントシステム組織」に定める組織（以下「組織」という。）の原子力施設の保安活動及び特定核燃料物質の防護に関する活動（以下、特定核燃料物質の防護に関する活動を「防護活動」といい、原子力施設の保安活動及び特定核燃料物質の防護に関する活動を「保安活動等」という。）に係る業務に適用する。

**（一般）（5.6.1）**

**第18条** 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動等の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動等として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行うことを「マネジメントレビュー要項」又は「核物質防護管理業務要項」に定める。

**（マネジメントレビューに用いる情報）（5.6.2）**

**第19条** 実施部門管理責任者及び監査管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

(1) 内部監査の結果

(2) 組織が外部の組織又は者から監査、評価等を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見

(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の状況」及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するもの

をいう。)

- (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果

ここで「自主検査等」とは，要求事項への適合性を判定するため，組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う，合否判定基準のある検証，妥当性確認，監視測定，試験及びこれらに付随するものをいう。

- (5) 品質目標の達成状況

- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）

- (7) 関係法令の遵守状況

- (8) 不適合及び是正処置並びに未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）

- (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置

- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更

- (11) 部門又は要員からの改善のための提案

- (12) 資源の妥当性

- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与える組織の内部及び外部の課題を明確にし，当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

2. 核物質防護部門管理責任者及び監査管理責任者は，防護活動に係るマネジメントレビューにおいて，少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- (1) 内部監査の結果

- (2) プロセスの運用状況

- (3) 性能試験，訓練等の結果

- (4) 年度活動施策等の達成状況

- (5) 健全な核セキュリティ文化の育成及び維持の状況

- (6) 関係法令の遵守状況

- (7) 不適合及び是正処置並びに未然防止処置の状況

- (8) 従前の防護活動に係るマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置

- (9) 防護活動に影響を及ぼすおそれのある変更

- (10) 防護活動を実施する組織部門又は要員からの改善のための提案

- (11) 資源の妥当性

- (12) 防護活動の改善のために講じた措置の実効性

（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）(5.6.3)

**第20条** 社長は，実施部門及び監査部門に係るマネジメントレビューの結果を受けて，少なくとも次に掲げる事項について決定する。

- (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
  - (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
  - (3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
  - (5) 関係法令の遵守に関する改善
2. 社長は、核物質防護部門及び監査部門に係るマネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
- (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
  - (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する防護活動の改善
  - (3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - (4) 健全な核セキュリティ文化の育成及び維持に関する改善
  - (5) 関係法令の遵守に関する改善
3. 組織は、第1項及び前項のマネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
4. 組織は、第1項及び第2項で決定した事項について、必要な措置を講じなければならない。

#### （継続的な改善）（8.5.1）

**第50条** 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

#### ・マネジメントレビュー要項（QM共通：5－6－1）

##### （目的）

**第1条** この要項は、東海発電所原子炉施設保安規定、東海第二発電所原子炉施設保安規定及び敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下、総称して「保安規定」という。）並びに品質保証規程に基づき、実施部門管理責任者（安全室担当取締役をいう。以下同じ。）並びに監査管理責任者（考査・品質監査室長をいう。以下同じ。）が、組織の品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、保安規定及び品質保証規程の要求事項を満足していることを定期的に評価し、その結果を社長に報告し、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性についての評価を受けることを目的とする。

**(マネジメントレビューに用いる情報)**

**第5条** マネジメントレビューに用いる情報には、次の各号に掲げる情報を含める。

- (1) 内部監査の結果
- (2) 組織が外部の組織又は者から監査、評価等を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見
- (3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の状況」及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- (4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果。  
ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。
- (5) 品質目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部門又は要員からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与える組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性
- (14) その他

**(品質マネジメントシステム・レビュー結果のとりまとめ及び報告（発電所以外）)**

**第6条** 安全室品質保証グループマネージャー及び品質保証担当（地域共生・広報室、総務室（本店）、資材燃料室、発電管理室、廃止措置プロジェクト推進室、開発計画室、地域共生部、立地・地域共生部、東海総合研修センター及び敦賀総合研修センターの品質保証担当をいう。以下同じ。）は、次の各号の結果を含め、品質マネジメントシステム・レビュー結果（標準様式第1）（以下「QMSレビュー結果」という。）にとりまとめる。なお、QMSレビュー結果のとりまとめにあたっては安全室長が別途定める評価の視点を考慮する。

(1)業務又は機器等に関する品質マネジメントシステム及びプロセスについてレビューした結果

(2)「業務プロセスレビュー要項」第5条第2項に基づき分類・整理した結果

(3)「データ分析要項」第5条第1項の分析結果

**(品質マネジメントシステム・レビュー結果のとりまとめ及び報告（発電所））**

**第7条** 品質保証室長は、「業務プロセスレビュー要項」第5条第4項に基づき分類・整理した結果をQMSレビュー結果にとりまとめる。なお、QMSレビュー結果のとりまとめにあたっては安全室長が別途定める評価の視点を考慮する。

**(品質保証委員会への付議)**

**第8条** 安全室長は、組織の業務又は機器等に関する品質マネジメントシステム及びプロセスに係る情報（第6条及び前条のレビュー結果を含む。）をマネジメントレビューに用いる情報（標準様式第2）に案としてとりまとめ、品質保証委員会に付議する。

**(品質マネジメントシステム管理責任者によるとりまとめ)**

**第9条** 実施部門管理責任者は、第6条及び第7条の報告並びに前条の品質保証委員会での審議結果を踏まえ、マネジメントレビューに用いる情報をとりまとめる。

2. 監査管理責任者は、内部監査に関する品質マネジメントシステム及びプロセスに係る情報、並びに考査・品質監査室長による「業務プロセスレビュー要項」第5条第5項に基づき分類・整理した結果及び「データ分析要項」第5条第1項の分析結果を含め、マネジメントレビューに用いる情報にとりまとめる。

3. 品質マネジメントシステム管理責任者は、第1項又は前項のマネジメントレビューに用いる情報をとりまとめるにあたって、安全室長が別途定める評価の視点を考慮する。

**(マネジメントレビューの実施)**

**第10条** マネジメントレビューは、原則として年1回、3月に実施する。

2. 前項にかかわらず、各室部所長が品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び変更の必要性についての評価に影響を及ぼす可能性のある重要な情報（以下「重要な情報」という。）を入手した場合は、品質マネジメントシステム管理責任者の判断により時期を問わずマネジメントレビューを追加実施することができる。重要な情報の例を次の各号に示す。

(1)品質目標の達成度及び品質保証計画の実施状況

(2)規制当局からの指導文書受領

**(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)**

**第11条** マネジメントレビューの結果を受けて行う措置には、次の各号に掲げる事項に関する社長の決定及び措置を含める。

- (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善<sup>注</sup>
- (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
- (3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
- (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- (5) 関係法令の遵守に関する改善
- (6) その他

注：「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。

2. 品質マネジメントシステム管理責任者は、社長によるマネジメントレビューの結果を受けて行う措置を、マネジメントレビュー実施記録（標準様式第3）にまとめ、社長の確認を得る。その後、実施部門管理責任者は、関係箇所へ通知する。
3. 実施部門管理責任者は、安全室長の補佐を受けて、前項に対する措置をマネジメントレビュー改善計画書（標準様式第4）及びマネジメントレビュー改善計画表（標準様式第5）にとりまとめる。その際、実施箇所である主管箇所及び関係箇所を、本店の各室（考査・品質監査室を除く。）、東海発電所、東海第二発電所、敦賀発電所、地域共生部、立地・地域共生部、東海総合研修センター及び敦賀研修センターより選定する。その後、社長の確認を得た上で、実施箇所へ通知するとともに品質マネジメントシステムを改善する。
4. マネジメントレビュー改善計画書の各主管箇所は、マネジメントレビュー改善計画書の実施状況を半期に一度、マネジメントレビュー改善計画表にとりまとめ、安全室長に送付する。
5. 安全室長は、前項の実施状況をとりまとめ、品質保証委員会に報告する。
6. 監査管理責任者は、第2項に対する措置をマネジメントレビュー改善計画書にとりまとめ、社長の確認を得た後、品質マネジメントシステムを改善する。

- ・品質マネジメントシステム・レビュー結果及びマネジメントレビューに用いる情報のとりまとめにあたって安全室長が定める評価の視点

| インプット項目    |             |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大項目        | 中項目         | 記載内容                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1. 内部監査の結果 | (1) 内部監査の結果 | <p>《評価の視点》</p> <p>：指摘事項、改善提案事項等が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。</p> <p>：結果を受けていない案件についても、前広情報として記載のこと。</p> <p>【考査・品質監査室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査の結果（社長指示事項、指摘事項、改善提案事項、報告事項、良好事例）、監査結果に対する対応状況（対応中／完了／未完了）及び評価</li> <li>・要求事項に対する業務の実施状況</li> </ul> |

|               |                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |                                                                                                    | <b>【被監査組織】</b><br>・監査所見の内、未完了分の対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2. 組織の外部の者の意見 | (1) 外部機関（WANO, JANSI, IAEA 等）によるレビューの結果及び文書に対する対応状況                                                | <<評価の視点>><br>: 改善提言が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>・WANO, JANSI ピアレビュー（発電所、本店）における指摘内容、対応状況及び評価<br>・WANO-SOER, JANSI 重要度文書・提言・注意喚起文書の対応状況及び評価<br>・セミナー、会議での各部門間や専門分野における活動した事項の改善<br>・IAEA の査察等における指摘内容、対応状況及び評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|               | (2) 外部機関 (ATENA) の文書への対応状況                                                                         | <<評価の視点>><br>: 文書に対して適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|               | (3) 規制当局等の原子力発電所の保安活動に対する意見等                                                                       | <<評価の視点>><br>: 要請文書等への対応が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>: 社会に貢献する取り組み・活動として、業務を実施できていること。<br>・地元自治体等から受領した発電所の保安に係る指導要請文書（例:通報連絡の遅延）に対する対応状況等<br>・安全協定, 労働基準監督署, 消防署等による立入調査への対応状況<br>・通報連絡等の実施状況<br>・地域住民等とのコミュニケーション活動による意見<br>・規制当局の審査結果に対する対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|               | (4) 原子力安全に関する社外評価委員会の意見・助言等                                                                        | <<評価の視点>><br>: 意見・助言が改善に向けて適切に処理されていること。<br>・委員会, 実務観察及び意見交換等における意見・助言等に基づく改善状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 3. プロセスの運用状況  | (1) 各業務（原子炉施設を含む。）の実施状況<br><br>①運転管理<br><br><br><br><br><br>②燃料管理<br><br><br><br><br><br>③放射性廃棄物管理 | <<評価の視点>><br>: 本店各室として、発電所の保安活動の改善が必要な事項を抜けなく評価していること。<br>①運転管理: トラブル, LCO 逸脱事象等が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>a. 設備利用率<br>b. 時間稼働率（発電）及び計画外停止件数<br>c. 運転上の制限逸脱件数及び運転許容時間を超えた復帰件数<br>d. トラブル発生件数<br>e. 要求事項に対する業務の実施状況<br>②燃料管理: 燃料の健全性に管理上の問題がないこと。<br>a. 燃料の破損率<br>b. 新燃料, 使用済燃料の管理状況<br>c. 構内移送の実施状況<br>d. IAEA 対応（封印及びカメラ管理含む）<br>e. 要求事項に対する業務の実施状況<br>③放射性廃棄物管理: 固体廃棄物発生量及び気体・液体廃棄物の放出量の管理が適切であること。<br>a. 放射性固体廃棄物<br>・固体廃棄物発生量<br>・固体廃棄物処理量<br>・固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵量及び保管管理の状況<br>・使用済燃料貯蔵池, サイトバンカ等における貯蔵量・保管量及び貯蔵・保管の管理の状況<br>b. 気体・液体廃棄物放出量<br>c. 要求事項に対する業務の実施状況 |

|                      |                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④放射線管理               | ④放射線管理：放射線管理が適切であること。<br>a. 総線量（個人毎）<br>b. 設備の維持管理<br>c. 要求事項に対する業務の実施状況                                                                                                                                          |
| ⑤施設管理                | ⑤施設管理：施設管理が適切であること。必要に応じて施設管理が改善されていること。<br>a. 保全の有効性評価結果及び施設管理の有効性評価結果<br>・保全の有効性評価<br>・施設管理の有効性評価<br>・特別な保全計画<br>・定期安全レビュー (PSR)<br>・高経年化対策 (PLM)<br>b. 機器の故障状況<br>c. 設計管理（本店が行う許認可業務を含む）<br>d. 要求事項に対する業務の実施状況 |
| ⑥非常時の措置              | ⑥非常時の措置：原子力防災訓練の改善事項及び課題に対して取り組んだ対策が機能しており、実効的であること。<br>a. 原子力防災訓練の実施状況<br>b. 防災委員会<br>c. 要求事項に対する業務の実施状況                                                                                                         |
| ⑦廃止措置管理              | ⑦廃止措置管理：廃止措置工事が計画通り適切に実施されていること。<br>a. 廃止措置工事の実施状況<br>b. トラブル発生件数<br>c. 要求事項に対する業務の実施状況                                                                                                                           |
| ⑧放射能濃度確認対象物管理        | ⑧放射能濃度確認対象物管理：クリアランス対象物の処理及び管理が適切に実施されていること。<br>a. 放射能濃度確認対象物の管理状況<br>b. 要求事項に対する業務の実施状況                                                                                                                          |
| ⑨建設業務管理              | ⑨建設業務管理：建設業務が計画通り適切に実施されていること。<br>a. 建設進捗状況<br>b. 要求事項に対する業務の実施状況                                                                                                                                                 |
| (2) 内部コミュニケーションの実施状況 | 《評価の視点》<br>：内部コミュニケーションが活発に行われていること。<br>①品質保証委員会、品質保証検討会の開催状況<br>②品質保証運営委員会の開催状況<br>③保安委員会の開催状況<br>④保安運営委員会の開催状況<br>⑤労働安全衛生委員会の開催状況                                                                               |
| (3) 受注者の能力評価結果       | 《評価の視点》<br>：請負、業務委託の新規・継続取引先の評価が適切に実施されていること。<br>・受注者の能力評価結果（重要設備取引先の選定、審査結果）<br>・請負作業・委託調査の品質                                                                                                                    |
| (4) 調達先監査の実施状況       | 《評価の視点》<br>：指摘事項等が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>・調達先監査の実施状況、結果（監査件数、指摘事項、改善要望事項）、監査結果に対する対応状況（完了／未完了）及び評価<br>・監査実施先の選定及び頻度の考え方の妥当性                                                                                    |
| (5) マネジメントレビューの実施状況  | 《評価の視点》<br>：マネジメントレビューの事前準備、事後手続き等のプロセスが適切であること。                                                                                                                                                                  |
| (6) 発電所へのオーバーサイト実施状況 | 《評価の視点》<br>：オーバーサイトが適切に行われており、効果的であること。                                                                                                                                                                           |

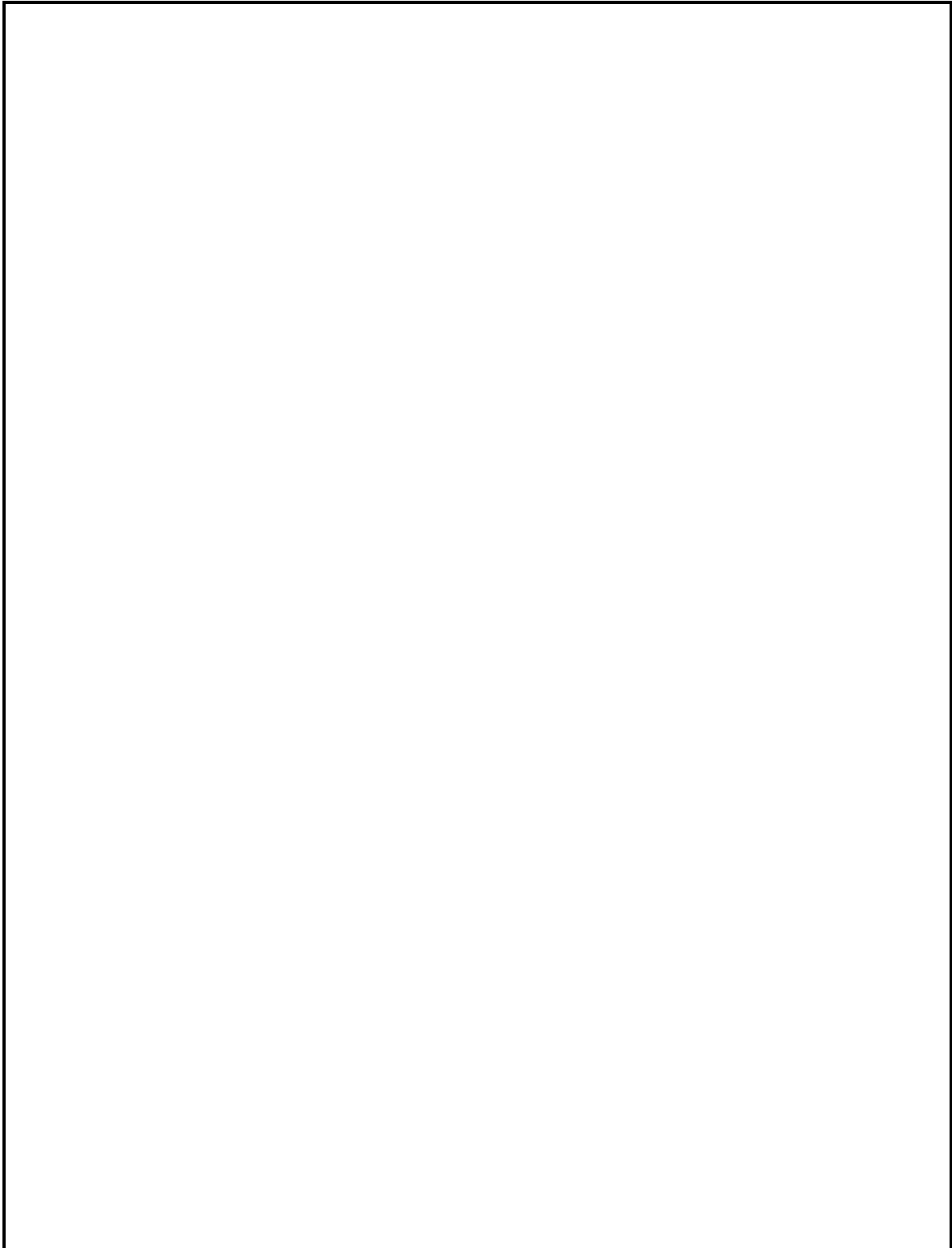
|                                        |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 使用前事業者検査, 定期事業者検査及び使用前検査並びに自主検査等の結果 | (1) 検査及び試験の結果                                  | ≪評価の視点≫<br>: 合否判定基準からの逸脱事象が適切に処理されており, 処理遅れ等がないこと。<br>・定期事業者検査, 定期試験における合否判定基準からの逸脱件数, 内容及び処置状況                                                                                                                                                                                          |
|                                        | (2) 原子力規制検査の指摘事項等への対応状況                        | ≪評価の視点≫<br>: 指摘事項が適切に処理されており, 処理遅れ等がないこと。<br>・検査指摘事項 (重要度: 緑, 白, 黄, 赤) 及び軽微の件数<br>・検査指摘事項の問題点や処置内容の概要                                                                                                                                                                                    |
|                                        | (3) 定期事業者検査, 使用前検査, 使用前事業者検査, 自主検査等の結果に対する対応状況 | ≪評価の視点≫<br>: 検査所見 (指摘に該当する事項) が適切に処理されており, 処理遅れ等がないこと。<br>・定期事業者検査, 使用前検査, 使用前事業者検査, 自主検査等の結果に対する対応状況及び評価<br>・所見, 事実確認事項の件数 (完了/未完了)                                                                                                                                                     |
| 5. 品質目標の達成状況                           | (1) 品質目標の達成度                                   | ≪評価の視点≫<br>: 品質目標達成に向けた活動計画が策定されており, 必要に応じて見直されていること。また, 良好事例を抽出していること。<br>: 未達成見込み件名について, 必要に応じ対策が講じられていること。<br><b>【品質目標の達成度】</b><br>・品質目標の達成度 (年度末推定), 未達理由, 次年度の取り組み等                                                                                                                 |
| 6. 健全な安全文化の育成及び維持の状況                   | (1) 安全文化を育成及び維持するための活動状況                       | ≪評価の視点≫<br>: 安全文化を育成及び維持するための活動により, 安全文化の向上に取り組んでいること。<br>・安全文化を育成及び維持するための活動状況 (委員会活動 (アンケート, レベルアップ活動を含む), 各室活動 (安全文化の状態に関する自己評価結果, 独立評価結果を含む))                                                                                                                                        |
| 7. 関係法令の遵守状況                           | (1) 法令を遵守するための活動状況                             | ≪評価の視点≫<br>: 関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動が計画通り行われていること。<br>: 関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動が評価され改善されていること。<br>・法令, 安全協定, 保安規定, 運転手順書及びQMS 規程類違反への対応状況<br>・改ざん, 隠ぺい等の倫理に反する事象への対応状況                                                                                                                 |
|                                        | (2) 法令改正及び規制当局等からの文書への対応状況等                    | ≪評価の視点≫<br>: 法令改正及び規制当局等からの文書への対応が適切に処理され, 処理遅れ等がないこと。<br>・社内規程への反映状況<br>・規制当局等から受領した文書に対する対応状況等<br>・敦2 柱状図事案の再発防止活動                                                                                                                                                                     |
| 8. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況               | (1) 不適合処理及び是正処置状況                              | ≪評価の視点≫<br>: 不適合処置, 是正処置が適切に処理されており, 処理遅れ等がないこと。<br>: 「不適合事象」については, 本項目にて対策/是正処置の実施状況の評価すること。該当する他の項目においても記載すること。<br>: データ分析の情報を活用した改善活動が実施され, 実効性の評価が実施されていること。<br>・不適合の発生, 対策及び是正処置の状況<br>・データ分析の情報を活用した改善活動の実施状況<br>・是正処置の実効性評価の実施状況<br>・不適合の再発, 類似性, 頻発性及び傾向<br>a. 不適合の推移 (L3 及び L4) |

|                                 |                        |                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |                        | b. 原子炉施設（設備）に関する不適合<br>c. ヒューマンエラーに関する不適合                                                                                                                                                                 |
|                                 | (2) 未然防止処置状況           | 《評価の視点》<br>：トラブル検討会等が適切に実施され、水平展開が図られていること。<br>・トラブル検討会の実施状況、水平展開の状況<br>・未然防止処置の実効性評価の実施状況                                                                                                                |
|                                 | (3) 根本原因分析 (RCA) の実施状況 | 《評価の視点》<br>：根本原因分析の結果に対して、対策グループは関連グループとともに改善対策及び未然防止処置を確実に計画するとともに、速やかに実施しており、処理遅れ等がないこと。<br>・根本原因分析（RCA）の実施件名及び対応状況                                                                                     |
| 9. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置    |                        | 《評価の視点》<br>：マネジメントレビューの決定事項等が適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>・マネジメントレビューのアウトプットで示された改善指示に対する対応状況及び評価（マネジメントレビュー改善計画で課題が解消したか、継続するものはないか）                                                                        |
| 10. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 |                        | 《評価の視点》<br>：品質マネジメントシステムへの反映が必要なものについては適切に処理されており、処理遅れ等がないこと。<br>・実績及び今後の具体的な計画等<br>・品質マネジメントシステム全体に影響を及ぼすような事項（設計・調達・文書管理、改善状況等）<br>(例)<br>a. 法令等の変更<br>b. 社内規程の改正<br>c. 組織の変更                           |
| 11. 部門又は要員からの改善のための提案           |                        | ・品管規則第十九条1～10、12～13の改善事項の中で、特に重要な事項<br>・「特に重要な事項」とは、以下をいう。<br>①品質マネジメントシステム全体に影響を及ぼすような事項<br>②本店と発電所が連携をとって対策を講じる必要がある事項（オーバーサイトの結果を受け決定した事項等）                                                            |
| 12. 資源の妥当性                      | (1) 資源の運用管理状況          | 《評価の視点》<br>①教育訓練実施状況、評価及び力量管理等<br>：必要な力量がもてるように教育・訓練が計画通り実施されていること。<br>②インフラストラクチャー管理<br>：必要なインフラストラクチャーが適切に維持管理されていること。<br>③作業環境管理<br>：必要な作業環境が適切に運営管理されていること。<br>④能力開発委員会<br>⑤業務分析による業務量評価を踏まえた要員の過不足評価 |
| 13. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性        |                        | ①「9. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置」の実効性を考察<br>②「10. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更」の実効性を考察                                                                                                                       |
| 14. その他                         |                        | ・原子力安全リスクレビュー部会によるレビュー結果                                                                                                                                                                                  |

- ・核物質防護管理業務要項（QM共通：7－1－8）



枠囲いの内容は核物質防護上の観点から公開できません。



3. (2)「第三者からの意見聴取」に関する社内規程等

・安全規程（社規第 1388 号）

（目的）

**第 1 条** この規程は、当社グループ事業の基盤である安全に関し、当社のみならず当社グループ全体で安全に係る諸施策を展開するために必要な基本事項について定め、もって

☐ 枠囲いの内容は核物質防護上の観点から公開できません。

総合的に安全の確保・推進を図ることを目的とする。

**(原子力安全に関する社外評価委員会)**

**第 1 1 条** 社内における原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取組み状況、及び安全の確保、推進に関する事項の取組み状況について、社外有識者による審議を行い、指導及び助言を受けるため、原子力安全に関する社外評価委員会を置く。

・原子力安全に関する社外評価委員会運営手引き

**(目的)**

**第 1 条** この運営マニュアルは、安全規程に基づき置かれる原子力安全に関する社外評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項について定める。

**(委員会の審議事項に関する項目)**

**第 2 条** 安全規程第 1 1 条に定める「原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取組み状況」として、原子力発電所の運転管理、施設管理、非常時の措置等における原子力安全の向上への取組状況について委員会による審議を行い、指導及び助言を受ける。

2. 安全規程第 1 1 条に定める「安全の確保、推進に関する事項の取組み状況」として、法令遵守、労働安全、公衆の安全等に対する安全の向上への取組状況について必要に応じて委員会による審議を行い、指導及び助言を受ける。

3. 第 1 項及び第 2 項の取組状況について、委員による「実務観察及び意見交換」を行い、指導及び助言を受ける。

**(委員等の選任)**

**第 3 条** 安全室長は、委員会の委員について、次のとおり委嘱の手続きを実施する。

- (1) 原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取組み及び安全の確保、推進に関する事項の取組みの妥当性及び有効性について、安全室長は各分野の専門の立場から客観的に評価できる社外の有識者を選定し、社長の承認を得て、委員に委嘱する。
  - (2) 委員の補充又は増員の必要性が生じた場合は、安全室長は各分野の専門の立場から客観的に評価できる社外の有識者を選定し、社長の承認を得て、委員に委嘱する。
2. 安全室長は、次の事項を含めた委嘱要領（様式第 1）に基づき、委員より承諾（様式第 2）を得る。
- (1) 委員としての活動実績や内容等を勘案し、会社と当該委員とで協議のうえ定める委員の報酬。
  - (2) 委員会の職務に関連して知り得た、個人情報等の人権を侵害する恐れのある情報、知的財産権の保護に支障をきたす又はその恐れのある情報、並びにその他当社の秘密の情報については、委員として在任中及びその退任後も、これを他に漏らしてはならないこと。

(3) 委員会の委員名簿を公開すること。

3. 安全室長は、委員会の対応者について、次のとおり指名の手続きを実施する。

(1) 委員からの気づき等を経営層が直接確認するため、安全室長は安全室、地域共生・広報室、総務室（人事）、発電管理室、廃止措置プロジェクト推進室及び開発計画室を担当する取締役を社長の承認を得て、対応者に指名する。

#### （事務局の任務）

**第4条** 委員会の事務局は、安全室安全推進グループとする。

2. 事務局の任務は、次のとおり委員会の運営を円滑に行う。

(1) 委員の名簿管理

(2) 委員会及び「実務観察及び意見交換」の招集手続き

(3) 委員会及び「実務観察及び意見交換」の資料及び議事録の作成、管理

(4) 委員会の運営サポート及び「実務観察及び意見交換」の運営

(5) 情報公開手続き

(6) 「実務観察及び意見交換」の内容に関する各組織との調整

(7) その他、委員会の運営に関する事務的事項

3. 事務局は委員会を原則年度末に開催し、以下について委員会による審議を行い、指導及び助言を受ける。なお、審議事項について説明する者を、必要に応じて委員会に招集する。

(1) 第2条第1項及び第2項の審議事項として、当該年度に実施した「実務観察及び意見交換」での指導及び助言の対応状況（対応が進んでいれば改善状況及び成果）、並びに次年度の「実務観察及び意見交換」の計画

4. 事務局は、委員会を欠席する委員がいる場合、委員会前までに審議資料その他関連資料を提供し、コメントその他意見の答申メモを作成し、委員会に報告する。ただし、委員会に報告できない場合、審議結果の議事録に反映することをもって報告とすることができる。

5. 事務局は、必要に応じて委員会の審議資料その他関連資料を委員会の対応者に提供する。

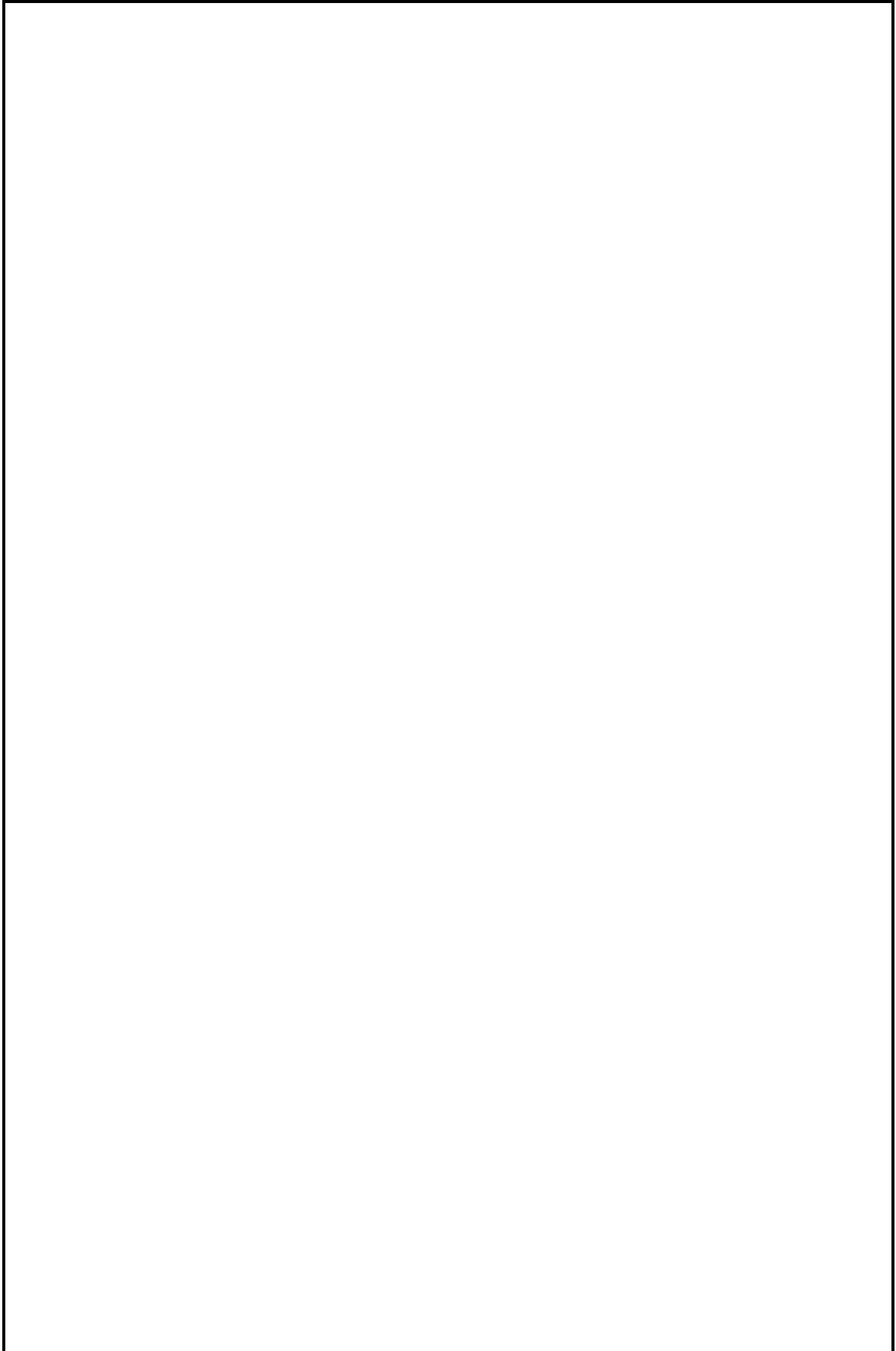
6. 事務局は、第2条に定める「実務観察及び意見交換」について、委員会で確認した年度計画に基づき本店地区、東海地区、敦賀地区で原則各々1回開催し、指導及び助言を受ける。なお、日時、場所及び目的等は、事前に委員と協議し、当該調査箇所と調整を図るものとする。

7. 事務局は、「実務観察及び意見交換」の議事録について、委員長の確認後に調査箇所に送付し、指導及び助言に基づき必要な改善に取り組むことを依頼する。また、改善の取組状況及び成果を調査箇所に適宜確認し、次回以降の「実務観察及び意見交換」又は年度末の委員会で報告する。

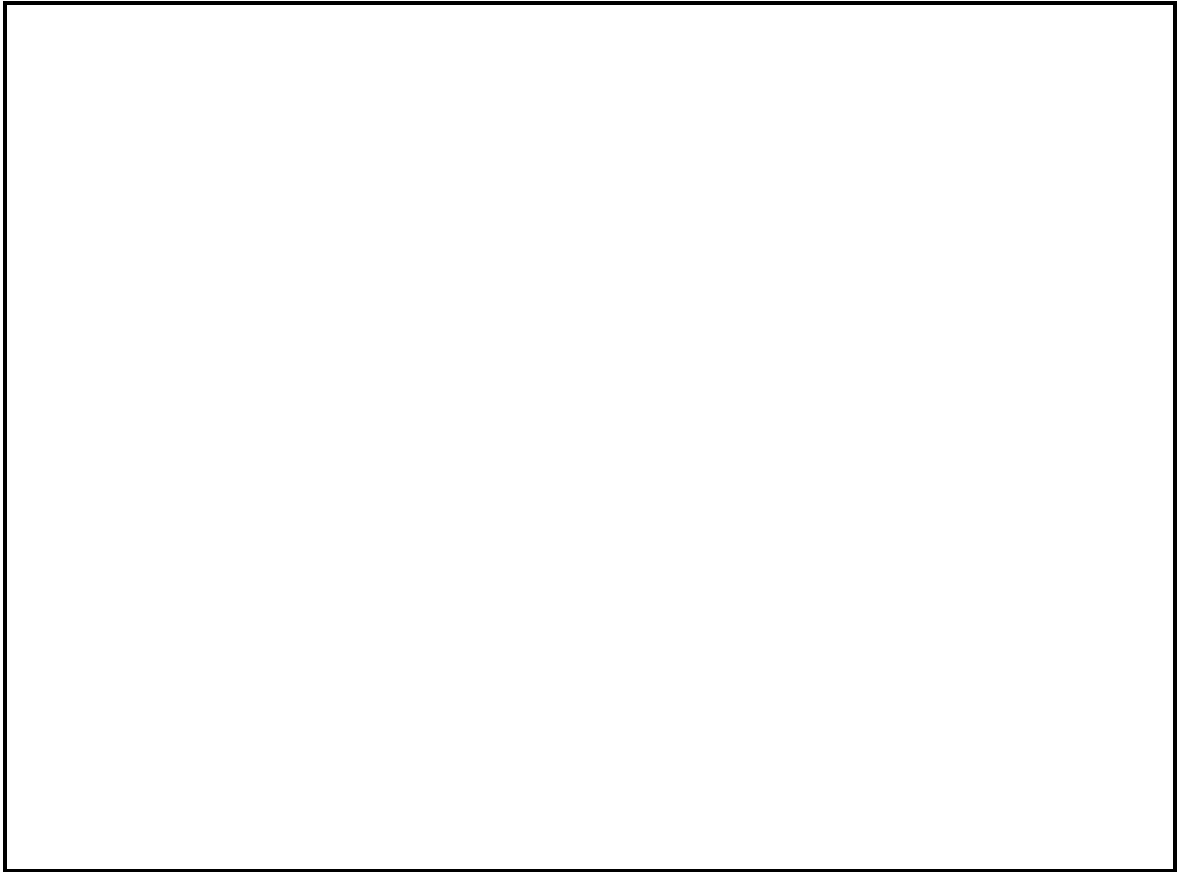
8. 安全室長は、マネジメントレビュー要項に基づき、以下をマネジメントレビューに用いる情報の案にとりまとめる。

- (1) 前項の改善の取組状況及び成果は、「(2)組織が外部の組織又は者から監査，評価等を受ける外部監査（安全文化の評価を含む。）の結果，地域住民の意見，原子力規制委員会の意見等を含む，組織の外部の者の意見」にとりまとめる。
- (2) 委員の指導及び助言に基づき必要な改善に取り組む仕組みの有効性は、「(3)プロセスの有効性」にとりまとめる。

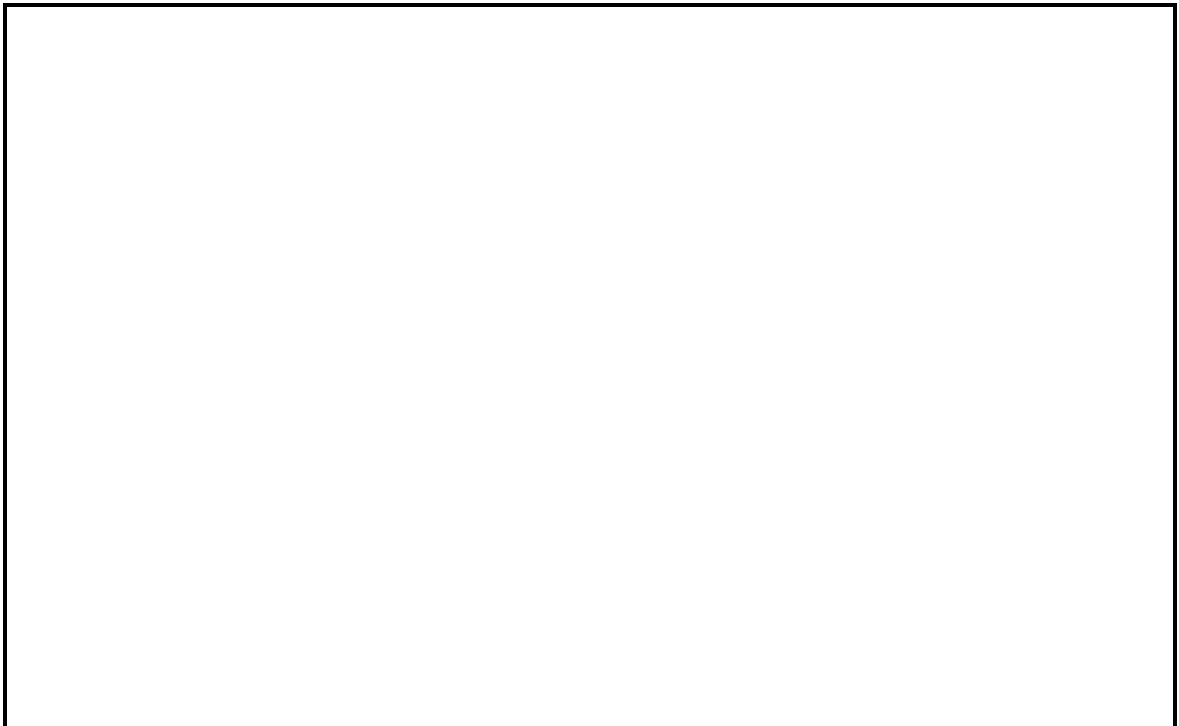
・核セキュリティ関係者による相互レビュー（２巡目）の実施概要



 枠囲いの内容は核物質防護上の観点から公開できません。



・核物質防護業務 是正処置プログラム管理要項（QM共通：8－3－2）



☐ 枠囲いの内容は核物質防護上の観点から公開できません。

・ 是正処置プログラム管理要項（QM共通：8－3－1）

（目的）

**第1条** この要項は、東海発電所原子炉施設保安規定、東海第二発電所原子炉施設保安規定及び敦賀発電所原子炉施設保安規定並びに品質保証規程に基づき、品質マネジメントシステムで発見された不適合及び不適合未満の事象（以下「その他の事象」含む。）の処理、是正処置等及び未然防止処置に関する管理について定め、不適合な状況が放置されることの防止、不適合その他の事象の再発防止及び起こり得る不適合の発生を防止するとともに、是正処置プログラム（CAP）を通じて、発電所等のパフォーマンス向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

**第4条** この要項において使用される用語の意義は、以下のとおりとする。

（1）是正処置プログラム（CAP）

Corrective Action Program（以下「CAP」という。）の略であり、原子力施設における状態報告の情報を活用して、改善を行う活動をいう。

①状態報告（CR）

Condition Report（以下「CR」という。）の略であり、本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気づいた問題、要改善点等が提案、もしくは記載された報告。なお、CRには、不適合事象も含まれる。

⑦外部情報

「他の原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（国内外原子力施設の故障・トラブル情報、国内外他施設の不適合及びその他の事象の情報、技術情報及び緊急情報並びに当社他室部所の不適合情報等）」及び「外部から得られる情報で発電所運営に影響する可能性又は改善の機会となる情報（WANO、JANSI、ATENA、NRRC、学会、原子力安全に関する社外評価委員会等からの情報及び規格基準から得られる情報等）」

（状態報告すべき事象を発見した場合の対応）

**第6条** 状態報告すべき事象を発見した者又は発見に係る報告を受けたグループマネージャーは、発見した事象に応じて、第2章から第4章に基づき、速やかにCR管理票（不適合）又はCR管理票を発行する。

・ 原子力エネルギー協議会 規約

（目的）

**第2条** 本会は、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促すことにより、原子力産業界による、規制の枠に留まらない自律的かつ継続的な安全性向上

の取組の定着を実現することを目的とする。

**(事業)**

**第3条** 本会は、前条の目的の達成のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外の最新知見等を基にした、原子力の安全に関し、原子力産業界として取り組むべき課題の特定
- (2) 安全対策等の決定
- (3) 原子力事業者の安全対策の実施状況の評価、公開
- (4) その他前号に掲げる事業に関連する業務

**(会員)**

**第5条** 本会の会員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 正会員 アまたはイに掲げる法人であって、本会の目的に賛同して入会を申し込んだ者のうち、別に定める入会資格審査基準を満たすとしてステアリング会議が承認した者。
  - ア 原子力発電施設（建設中を含む）を運営する原子力事業者
  - イ 原子力発電施設の設計・建設・運転管理等を行うメーカー、ゼネコン、燃料加工メーカー、エンジニアリング・工事・部品供給会社等

・内部監査要項（QM共通：8－2－1）

**(趣旨)**

**第1条** この要項は、東海発電所原子炉施設保安規定、東海第二発電所原子炉施設保安規定及び敦賀発電所原子炉施設保安規定並びに品質保証規程（以下「規程」という。）に基づき、内部監査に係る具体的事項について定める。

**(内部監査の目的)**

**第5条** 内部監査は、発電所等に係る品質マネジメントシステムが確立され、実施されていることをあらかじめ定められた間隔で確認するとともに、監査結果を適切に反映し、継続的に改善させることによって、発電所等における安全の達成、維持及びパフォーマンスの向上に資することを目的とする。

**(内部監査の範囲)**

**第6条** 内部監査における範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象組織  
規程第2条に規定する組織（考査・品質監査室を除く。）を原則とする。
- (2) 対象項目  
品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況

**(内部監査の実施における基本事項)**

**第12条**

2. 内部監査の実施において、内部監査リーダー及び内部監査員は、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(4) 自らの業務を監査しないこと

**(年度内部監査計画)**

**第15条** 検査・品質監査室長は、第6条に定める対象組織とその業務、プロセスその他の領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査の対象を検討する。

なお、検討に際しては、実施部門のマネジメントレビュー・インプット情報等を参考に保安活動において懸念がある事項及び業務の実施状況、並びに監査対象の監査実績を考慮する。

2. 検査・品質監査室長は、前項の検討結果を基に年度内部監査計画を策定し、監査管理責任者の確認を得て、役員への説明（経営会議等）を経た上で社長の承認を受ける。

**(内部監査結果の報告)**

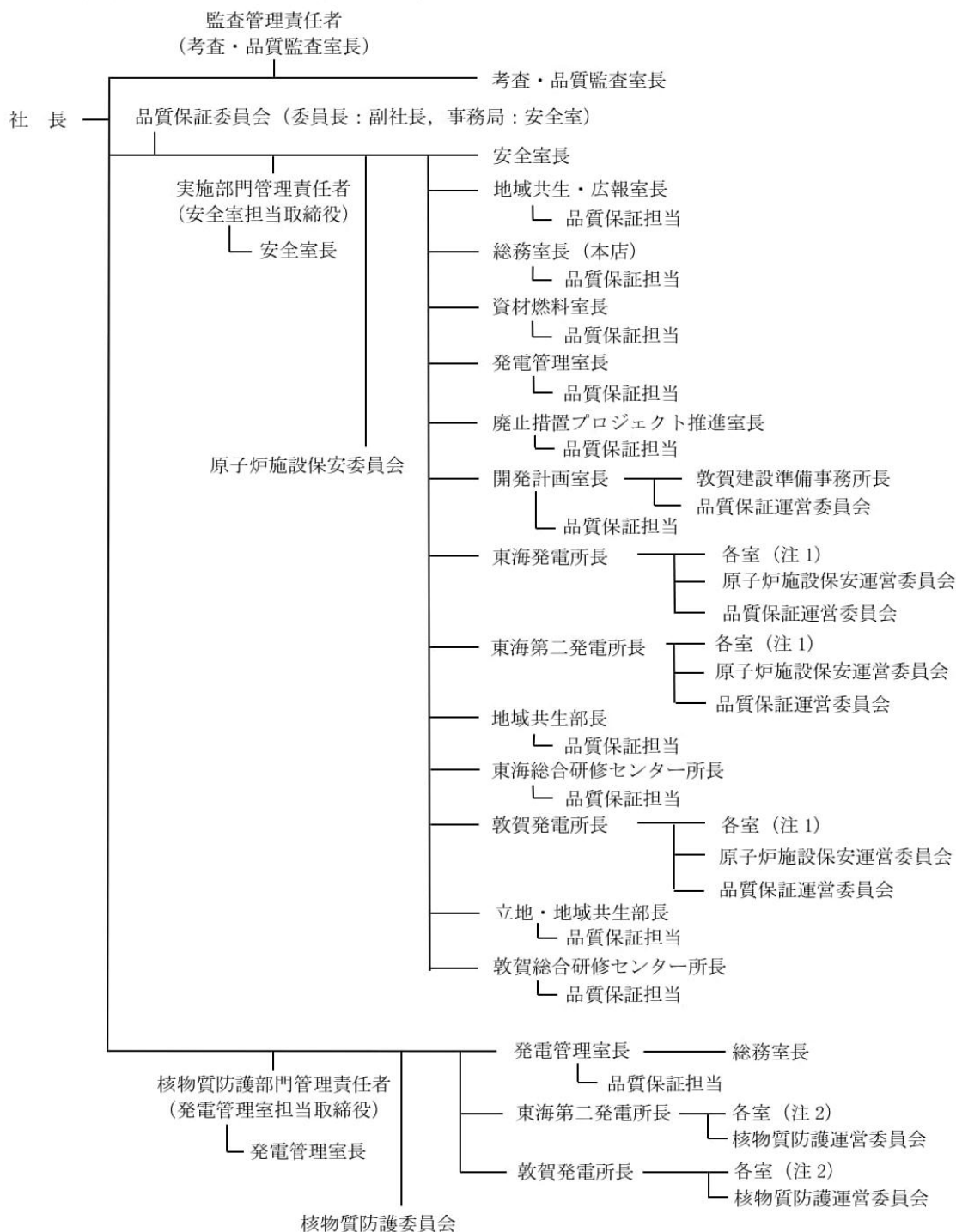
**第18条** 検査・品質監査室長は、別表第1に示す指摘事項、別表第2に示す改善の機会及び良好事例を含む監査結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、監査管理責任者の確認を得て、社長に報告する。

・品質保証規程（QM共通：4－2）

**(適用範囲)**

**第2条** 本規程は、「別図第1 品質マネジメントシステム組織」に定める組織（以下「組織」という。）の原子力施設の保安活動及び特定核燃料物質の防護に関する活動（以下、特定核燃料物質の防護に関する活動を「防護活動」といい、原子力施設の保安活動及び特定核燃料物質の防護に関する活動を「保安活動等」という。）に係る業務に適用する。

別図第1 品質マネジメントシステム組織



注1 室(技術センターを含む。)及びグループをいう。

注2 室(対象室は核物質防護規定に定めるとおり。)及びグループをいう。

3. (3)「定量的なリスク評価や最新知見の活用」に関する社内規定等

・原子炉施設の定期的な評価実施要領（QM東Ⅱ：8－4－1－1）

（目 的）

**第1条** この要領は、「データ分析要項」第6条に基づき、東海第二発電所原子炉施設保安規定第10条及び敦賀発電所原子炉施設保安規定第210条に定めた定期安全レビュー（以下「PSR」という。）の実施に係る基本的事項について定め、これを適切に実施することを目的とする。

（適用範囲）

**第2条** この要領は、東海第二発電所及び敦賀発電所のPSRの実施に適用する。

（実施項目）

**第4条** PSRの実施項目は表－1のとおりとする。

（実施時期）

**第5条** 東海第二発電所長及び敦賀発電所長（以下「各発電所長」という。）は、前回のPSR実施後10年を超えない日までに、発電用原子炉（以下「原子炉」という。）毎に、前条の実施項目についてPSRを実施（評価を実施し、その結果を公表すること）する。ただし、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施する場合には、これと同一時期に実施する。

2. 前項の基づく実施時期は、次のとおり。

(1) 東海第二発電所

前条に定める表－1の実施項目第1項から第4項について、原子炉施設の定期安全レビュー実施手引書に基づき2028年4月17日（前回の「定期安全レビューの評価について」の公表日から10年を経過する日の前日）までに実施し、その後、10年を超えない期間ごとに実施する。

(2) 敦賀発電所2号炉

前条に定める表－1の実施項目第1項から第4項について、敦賀発電所原子炉施設の定期的な評価実施手引書に基づき2026年4月13日（前回の「定期安全レビューの評価について」の公表日から10年を経過する日）までに実施し、その後、10年を超えない期間ごとに実施する。

表－１ ＰＳＲの実施項目

| No | 大 項 目                                                 | 小 項 目                                                                                                  |
|----|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）における保安活動の実施状況の評価※ <sup>1</sup> | 品質保証活動                                                                                                 |
|    |                                                       | 運転管理                                                                                                   |
|    |                                                       | 保守管理（機器・構造物経年劣化に対する傾向監視を含む。）<br>なお、経年劣化事象に係る評価については、同一時期に実施する高経年化対策の評価をもって、本評価結果とする。                   |
|    |                                                       | 燃料管理                                                                                                   |
|    |                                                       | 放射線管理                                                                                                  |
|    |                                                       | 放射性廃棄物管理                                                                                               |
|    |                                                       | 緊急時の措置                                                                                                 |
|    |                                                       | 安全文化の醸成活動<br>なお、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」における安全文化の醸成活動の評価（安全文化の醸成活動のうち組織風土の劣化防止への対応）を含む。             |
| 2  | 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価※ <sup>2</sup>         | 原子力発電所の安全性を確保する上で重要な設備に関するより一層の安全性の向上を図るための安全研究成果の反映状況の評価                                              |
|    |                                                       | 国内外の原子力発電所の運転経験から得られた教訓（自社プラントでの運転経験から得られた教訓及び原子力規制委員会が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）の反映状況の評価             |
|    |                                                       | 原子力発電所の安全性を確保する上で重要な設備に関するより一層の安全性の向上を図るための技術開発成果の反映状況の評価                                              |
| 3  | 確率論的安全評価※ <sup>3</sup>                                | プラント運転時における炉心及び格納容器の健全性の維持に関する評価                                                                       |
|    |                                                       | プラント停止時における炉心の健全性の維持に関する評価                                                                             |
|    |                                                       | 炉心の健全性の維持に対して大きな影響を与える安全機能及び通常の運転状態を妨げる事象であって炉心損傷への拡大を防止するために工学的安全施設等（緩和設備）の作動を必要とする事象（起因事象）についての重要度評価 |

|   |                                                 |
|---|-------------------------------------------------|
| 4 | 第1項から第3項の評価の結果，抽出された原子炉施設の保安のために有効な追加措置の実施計画の策定 |
|---|-------------------------------------------------|

※1：評価に当たっては，中長期的視点に立脚した評価，すなわち，時間経過とともに知見が蓄積され，これら知見の反映成果が現れる評価期間の特徴を踏まえた評価を行う。

評価期間中に行われた保安活動について，その活動を実施した後の運転実績の蓄積や新たに得られた知見に基づく，当該保安活動の有効性の評価を含む。

※2：評価に当たっては，評価に用いる最新の技術的知見を明確にする。特に，いまだ具体的な安全規制，規格基準等に反映されていない技術的知見であっても，プラントの安全性・信頼性の一層の向上を図る上で，保安活動への反映を検討することが重要な安全研究成果，運転実績開発された技術等についても明確にする。

※3：確率論的安全評価（PSA）は，「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について（平成20年8月旧原子力安全・保安院）」において，「事業者が任意にて行うことが望ましい。」と規定されていることから，PSRを行う際に実施の必要性を判断する。

・原子力安全リスクレビュー部会運営要領（QM東Ⅱ：8－5－1－6）

（目 的）

**第1条** この要領は，「是正処置プログラム管理要項」第33条で規定する原子力安全リスクに係る未然防止処置のうち「外部から得られる情報で発電所運営に影響する可能性のある情報」の本店各室（調査・品質監査室を除く。以下同じ。）の対策状況をレビューする原子力安全リスクレビュー部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項について定める。

（審議事項）

**第7条** 部会は，以下の事項について審議する。

- (1) 外部より得られる情報及び状態報告（CR）のうち，本店各室が対応する原子力安全リスクに係る対応状況（別紙第1を参考に確認する。）
- (2) 「業務プロセスレビュー要項」第4条(5)①の「原子力安全リスクレビュー部会によるレビュー結果」に係る事項

（開催及び運営）

**第8条** 部会の開催及び運営については，次のとおりとする。

- (1) 部会は，原則として年2回及び必要に応じて開催するものとし，部会長がこれを招集する。

（審議結果の取扱い）

**第9条** 部会長は、第7条第1項の審議結果について、部会員に議事録にて通知する。

2. 部会長は、第7条第1項の審議結果を元に「業務プロセスレビュー要項」第4条(5)①の「原子力安全リスクレビュー部会によるレビュー結果」に係る事項を取り纏める。

(参考) 原子力安全リスクレビュー部会による原子力安全リスクの対応状況の確認方法

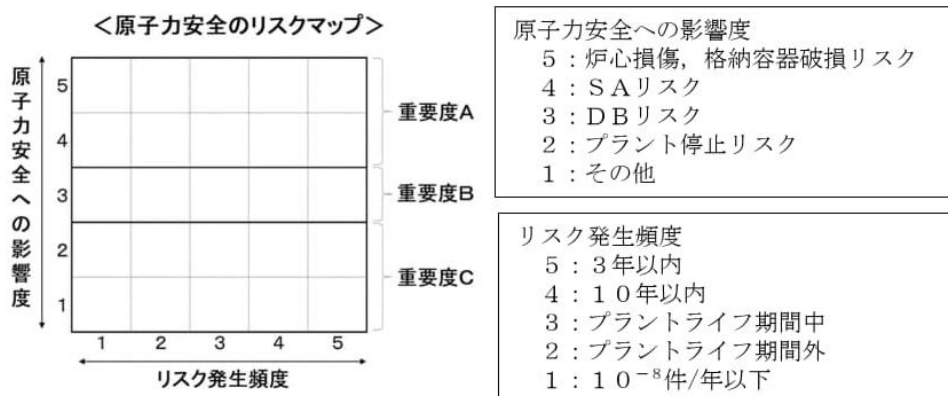
原子力安全リスクレビュー部会では、表 1 を参考に、原子力安全リスクに係る情報を入手するグループマネージャー（以下「情報入手GM」という。）が入手した情報及び状態報告（CR）について、図 1 のリスクマネジメントプロセスを参考に、原子力安全リスクに係る情報に対応するグループマネージャー（以下「リスク対応GM」という。）のレビュー結果を踏まえて、以下の対象及び観点を参考に確認する。

#### 【対象】

①原子力安全リスクであるリスク重要度A及びその前段のリスク重要度Bのリスク。

ただし、部会の管理対象からの除外、リスク対応GMを変更する場合はリスク重要度Cを含む。（リスク重要度の設定は「原子力安全のリスクマップ」を参照）

②原子力安全に係る新規リスク



#### 【観点】

- a. 検討内容の方針，方向性の妥当性
- b. リスク対応の進捗状況（例：期限に対して検討の遅れがないか）
- c. 部会の管理対象からの除外，リスク対応GM変更の妥当性
- d. 新規リスクの内容，レベル設定（リスク重要度，原子力安全への影響度，リスク発生頻度）

表 1 原子力安全リスクに係る外部より得られる情報源等

| 分 類         | 情報源                           | 情報内容                                         | 情報入手GM              |
|-------------|-------------------------------|----------------------------------------------|---------------------|
| 新知見         | 新知見作業会<br>(電事連)               | 国内外の規制・学会等の情報                                | 発電管理室<br>プラント管理GM   |
| 規格基準        | ASME 他                        | 維持規格                                         | 発電管理室設備管理GM         |
|             |                               | 建設規格                                         | 開発計画室技術総括GM         |
| 自主規制機関      | WANO, JANSI, ATENA            | WANO-SOER, JANSI 提言,<br>ATENA による安全対策の実施要求 他 | 各情報の対応GM            |
| 地域からの<br>情報 | 地域住民等とのコミ<br>ュニケーションに係<br>る活動 | 「地域住民等とのコミュニケーション<br>活動に係る活動要領」で収集した情報       | 地域共生・広報室<br>地域・広報GM |

・保全の有効性評価実施要領（QM東Ⅱ：7－1－1－64）

（目的）

**第1条** 本実施要領は、「東海第二発電所原子炉施設保安規定」及び「施設管理業務要項」に基づき、東海第二発電所の保全の有効性評価に関する手順を定めることにより、保全が有効に機能していることの確認及び保全活動の継続的な改善に資することを目的とする。

（保全の有効性評価のインプット情報）

**第7条** 保全担当マネージャーは、保全の有効性評価のため、表－1の情報をを用いる。

表－1 インプット情報

| 評価のインプット分類1                             | 評価のインプット分類2                                | 備 考                                     |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| a. 保全活動管理指標の監視結果                        | ①プラントレベル<br>②系統レベル                         |                                         |
| b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績           | ③点検手入れ前後データ、状態監視データ、運転データ                  | 工事が完了した点検を対象とする。（評価検査が完了した点検を対象としてもよい。） |
| c. トラブルなどの運転経験                          | ④当該プラントのトラブル及び不適合                          | CR管理票（不適合）（原則として、機器の機能喪失事象を対象とする。）      |
| d. 長期施設管理計画、定期安全レビュー結果及び長期的な劣化に関する評価の結果 | ⑤当該プラントの長期施設管理計画、定期安全レビュー及び長期的な劣化に関する評価の結果 |                                         |
| e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ             | ⑥社内他プラントの不適合情報                             | トラブル情報・検討処理票（原則として、機器の機能喪失事象を対象とする。）    |
|                                         | ⑦国内情報（NUC I A情報）                           |                                         |
|                                         | ⑧海外情報                                      |                                         |
|                                         | ⑨規制機関が発出する文書                               |                                         |
| f. リスク情報、科学的知見、製造中止品情報                  | ⑩リスク情報                                     |                                         |
|                                         | ⑪電力共同研究・技術開発、製造中止品情報                       |                                         |

（保全の有効性評価の実施）

**第8条** 保全担当マネージャーは、第7条のインプット情報から、以下の時期に保全の有効性評価を実施する。

- (1) 保全活動管理指標が目標値を超過した時
- (2) 構築物、系統及び機器毎の保全計画を策定する時
- (3) 第7条の情報を入手した後の適切な時期

（レビュー会の実施）

**第10条** 保全担当マネージャーは、保全の有効性評価結果の記録を作成した場合、必要に応じてレビュー会を実施する。ただし、保全内容の見直しを行った場合は、原則としてレビュー会を必須とする。なお、過去に類似案件でレビュー会を実施した

場合は、実施しなくてもよい。

2. レビューーは、「設備図書検討会運営手引書」の「4. 構成」に定める、各部門の豊富な知識・経験を有する設備図書検討会構成メンバーとする。

3. 保全担当マネージャーは、以下の要領でレビュー会を実施する。

(1) レビュー会参加対象者

保全担当マネージャーは、レビュー会に保全担当室の他、保全の内容毎に関係する部門から出席者を各1名以上（担当箇所の場合は除く）選定し、参加させる。

(2) 実施内容

レビューーは、保全の有効性評価結果について、保全経験から得た知識から、有効性評価の内容に不足がないか等の観点で保全担当マネージャーに対して指導・助言する。

(3) 実施時期

保全担当マネージャーは、保全の有効性評価結果の記録を作成し、適切な時期にレビュー会を実施する。

(4) 実施結果

保全担当マネージャーは、レビュー会で受けた指導・助言に対する対応方針を記載した議事録（様式例－3 保全の有効性評価レビュー会議事録）を作成した後、指導・助言を反映した保全の有効性評価結果の記録を添付してメンバーの確認を得る。

#### （保全計画への反映）

**第11条** 保全担当マネージャーは、第9条及び第10条で指導・助言を反映した保全の有効性評価結果を保全内容決定表に反映する。（「保全計画検討・策定マニュアル」に基づき実施する。）

#### ・未然防止処置対応要領（QM東Ⅱ：8－5－1－1）

##### （目 的）

**第1条** この要領は、是正処置プログラム管理要項第30条に基づき、国内外原子力施設の故障・トラブル情報、国内外他施設の状態報告情報（以下「CR情報」という。）<sup>(\*)</sup>及び技術情報並びに緊急情報を東海第二発電所及び敦賀発電所2号機（以下「発電所」という。）に反映し、類似の故障・トラブルを未然に防止することを目的に情報の検討及び結果の報告、対策の実施、反映状況のフォローまでの処理（別図第1）を定める。また、製造業者及び施工業者（以下「製造業者等」という。）による不適切行為情報を当社発電所に共有し、発電所運営への影響を確認すること及び再発を防止することを目的に情報の周知、納入実績調査、影響評価、再発防止対策等の確認の処理要領を定める。並びに、国内原子力施設における原子力規制検査及び定期事業者検査等から得られた知見を当社発電所に反映し、類似の指摘を未然に防止することを目的に情報の検討、

対策の実施、反映状況の報告・記録までの処理要領を定める。

(※) 電事連 BWR 海外情報検討会，PWR 海外情報検討会及び故障トラブル情報検討会にて電力大で検討要とした事象及び，NRC Bulletin 情報等，緊急情報未満ではあるが，電力大での検討を待たずに，発電所への反映，情報提供が必要とプラント管理グループマネージャーが判断したもの。

#### (定 義)

**第3条** この要領において，トラブル情報等とは別表第1に掲げる情報の種類を，未然防止処置情報等とは別表第2に掲げる情報の種類をいう。

#### (情報提供)

**第6条** 別表第1に掲げるトラブル情報等のうち，技術情報，緊急情報又は製造業者等による不適切行為情報を入手した各グループマネージャーはプラント管理グループマネージャーへ連絡する。

2. プラント管理グループマネージャーは，入手したトラブル情報等（製造業者等による不適切行為情報は除く。）について，是正処置プログラム管理要項に基づき，CR管理票を発行する（別紙1参照）。

3. プラント管理グループマネージャーは，トラブル情報等のうち，製造業者等による不適切行為情報を入手した場合は，情報入手以降の対応を第11条に基づき実施する。

4. プラント管理グループマネージャー又は設備管理グループマネージャーは，調達管理要項に基づき担当グループマネージャーより通知される技術情報をBWR事業者協議会又はPWR事業者連絡会に提供する。

#### (情報検討会等の設置)

**第7条** トラブル情報等の検討，審議のため，発電管理室に情報検討会を，発電所にトラブル検討会を設置する。

2. 情報検討会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 主 査：プラント管理グループマネージャー

(2) 構成員：発電管理室各グループマネージャー及び品質保証担当，廃止措置プロジェクト推進室プロジェクト管理グループマネージャー（以下「プロジェクト管理グループマネージャー」という。），その他主査が必要と認めた者

(3) 事務局：プラント管理グループ

3. 情報検討会は，原則として2か月に1回及び主査が必要と認めたときに開催する。

4. 発電所のトラブル検討会の構成及び開催頻度については別途定める。

#### (トラブル情報等検討状況の管理)

**第9条** プラント管理グループマネージャーは，前条に基づき，別表第1のトラブル情報等で発電所でのトラブル検討会において検討が必要と確認され，CR管理票により検討を依頼したものについて，管理リスト（別表第4）に登録し，管理する。

2. プラント管理グループマネージャーは，管理リストにより半年毎に，トラブル情報等の処理状況を確認するとともに，必要に応じて運営管理室プラント管理グループマネージャー及び運営管理室技術管理グループマネージャーに検討の促進等について連絡

する。

別表第1 トラブル情報等の種類（第3条、第6条、第8条、第9条、第10条及び第11条関係）

| 情報の種類                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 国内（自社及び他社）原子力施設の故障・トラブル情報<br>① 法律に基づき報告された情報<br>電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律<br>② 原子力安全推進協会から発出された重要度文書<br>③ その他原子力規制委員会からの情報<br>④ ニューシア登録情報<br>⑤ 自社 <sup>*1</sup> 及び他社からの故障・トラブル情報                                   |
| (2) 国外原子力施設の故障・トラブル情報<br>① INPO Nuclear Network 情報（IER <sup>*2</sup> レベル1～4）<br>② IAEA・OECD/NEA IRS <sup>*3</sup> 情報<br>③ NRC Bulletin 情報<br>④ WANO 情報<br>⑤ メーカー故障・トラブル情報（SIL <sup>*4</sup> 等）<br>⑥ 原子力安全推進協会からの海外情報（重要度文書含む） |
| (3) 国内外他施設の不適合及びその他の事象 <sup>*5</sup> の情報（(1)、(2)を除く）<br>① 経済産業省管轄のトラブル<br>② 原子力規制委員会管轄のトラブル（文部科学省管轄を含む）<br>③ 厚生労働省及び総務省管轄のトラブルのうち原子力発電所安全確保上重要な情報                                                                             |
| (4) 技術情報<br>BWR事業者協議会又はPWR事業者連絡会におけるプラントメーカー情報（JBSIL <sup>*6</sup> 等）または他社技術情報（保安の向上に資するもの）                                                                                                                                   |
| (5) 緊急情報<br>原子力規制委員会情報、プレス発表情報、海外電力情報及びその他の情報のうち、対外的観点から緊急に処理し、その対応をとる必要があるもの                                                                                                                                                 |
| (6) 製造業者等による不適切行為情報<br>材料・部品の製造業者等が製造・検査過程で改ざん、ねつ造等の不適切行為があった製品を出荷した事案の公表情報                                                                                                                                                   |

\*1 本店等CAP会議運営要領に従って通知されたCAQ情報

\*2 INPO Event Reports（INPO事象報告書）

\*3 International Reporting System for Operating Experience（運転経験国際事故報告システム）

\*4 Services Information Letter（GEH社情報）

\*5 結果的に不適合には至らなかった事象又は原子炉施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象

\*6 Japan BWR Service Information Letter

- ・核物質防護業務 是正処置プログラム管理要項（QM共通：8－3－2）



- 3. (4) 「仕組みの有効性評価」に関連する社内規程等
- (3. (1) 「経営者による意思決定」に関連する社内規程等と同じ)

3. (5) 「立地地域の原子力に対する信頼性確保及び地域課題解決に向けた取組みに係る協力」  
に関する社内規程等

・企業理念

原電グループは、原子力発電の安全を確保し、  
安心され信頼されることを基本に、  
開拓者精神にあふれる企業グループとして、  
新たな技術に挑戦し、豊かな未来の実現に貢献します。

・行動憲章

【序 文】

私たち原電グループは、今般、原電創立 50 周年を機に企業理念を制定いたしました。これに伴い、企業理念に沿った形で行動憲章の見直しを行いました。私たちは、今後とも、使命感、責任感と誇りを持って事業を進め、課題の解決に真正面から取り組んでいくこととし、経営者自ら率先垂範して行動憲章を実践してまいります。

私たちは、信頼される原電グループを目指します。

1. 私たちは、安全第一に行動します。
2. 私たちは、ルールを守り、モラルを持って行動します。
3. 私たちは、地域や社会との交流を深め、感謝の気持ちを持って、地域や社会に貢献します。
4. 私たちは、情報公開に努め、透明性の高い開かれた会社を目指します。

・中期経営方針

地域共生

- ・地域企業として、一人ひとりが地域にお住まいの皆様とのふれあいやコミュニケーションを重視し、地域活動に積極的に参画して地域に貢献することにより、信頼いただける関係を構築していきます。

・2025 年度経営の基本計画

(1) 地域に根差した事業運営の推進と課題解決への協力

- － 地域活動への積極的な参画
- － 地域防災への貢献
- － 防災対策の継続的改善
- － 福井県の嶺南 E コースト計画における諸事業への貢献 等